

## 任期付職員の募集について

国土交通省住宅局住宅生産課では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号（以下「任期付職員法」という。））に基づき、以下の職種の職員を募集いたします。

1. 職種

住宅局 住宅生産課 住宅消費者支援係長

2. 職務内容

住宅に関する消費者支援の諸施策についての企画・立案・推進に関すること

3. 募集人員

1名

4. 雇用期間

平成26年10月1日から原則2年間

5. 勤務地

国土交通省 住宅局住宅生産課

（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館）

6. 応募条件等

建築基準法、住宅品質確保法、住宅瑕疵担保履行法等の住宅関連法律及び判例その他紛争処理実務等に精通している弁護士

ただし、以下に該当する方は応募できません。

① 日本国籍を有しないもの

② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条規定により国家公務員となることができないもの

・ 成年被後見人又は被保佐人

・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないもの

・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7. 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用予定です。国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限等が課されます。

8. 給与

任期付職員法に基づき支給

9. 応募方法

本ホームページに添付する、別添の履歴書、志望動機等の様式をダウンロードし、必要事項を記載し、前記6. ①にある資格を有する証明書の写しを添付の上、下記の書類提出先に郵送にて提出してください。

10. 書類提出先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館

国土交通省 住宅局 住宅生産課 総務担当

11. 応募締切

平成26年8月8日（金）必着

12. 選考方法

(1) 一次選考：書類選考

(2) 二次選考：一次選考合格者に対してのみ面接審査

(実施日時は、後日、一次合格者に直接お知らせいたします。)

13. お問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅生産課 企画専門官 倉石

TEL：03-5253-8111 内線39414